

「ローマ字のつづり方」(令和7年内閣告示第4号)  
に関する Q&A

令和8年2月

文化庁国語課

## 目 次

### 全体について

- 問1 今回の内閣告示と文化審議会の答申との関係を教えてください。
- 問2 内閣告示、内閣訓令とは、どのような性格のものですか。
- 問3 今回の改定では、どのような点が変わりましたか。

### 告示文について

- 問4 告示文の「一般の社会生活において現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころ」とは、どういうことですか。

### 「前書き」について

- 問5 「前書き」にはどういうことを示したのですか。
- 問6 「ローマ字のつづり方」の適用分野を「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」としたのはなぜですか。
- 問7 「ローマ字のつづり方」を「現代の国語を書き表す」ためのものとしたのはなぜですか。
- 問8 「前書き」2の「科学、技術、芸術その他の各種専門分野」とは何ですか。
- 問9 「前書き」2の「個々人の表記」とは何ですか。
- 問10 「前書き」3の「過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものではない」の部分について、もう少し詳しく教えてください。
- 問11 「前書き」4の「外来語にのみ用いられる音や国内の各地域に特有の音等については対象としていない」とはどういうことですか。
- 問12 常用漢字表など国語施策が示してきた内閣告示では「固有名詞を対象とするものではない」とされていることが多いのですが、「ローマ字のつづり方」では「前書き」に固有名詞の扱いについての言及がないのはなぜですか。
- 問13 「前書き」6に「「本表」に示すもの以外のつづり方にも意義や用途がある」とあります。意義や用途を具体的に教えてください。

## 「本表」について

- 問 14 「本表」は何を示していますか。
- 問 15 「本表」に示された各音のつづりに片仮名を付けているのは、何のためですか。
- 問 16 旧内閣告示では、表に入れていなかった撥音を、表の中に入れたのはなぜですか。
- 問 17 六つのつづりが〔 〕に入っているのはなぜですか。

## 「添え書き」について

- 問 18 「添え書き」1の「撥音（はねる音）「ン」は、例に示すように n と書く」とはどういうことですか。
- 問 19 撥音に「m」を用いるヘボン式の考え方は、公共の表示などに広く用いられています。これを採用しなかったのはなぜですか。
- 問 20 「添え書き」2の促音（つまる音）の書き表し方について説明してください。
- 問 21 「添え書き」3で、長音に二つの書き方を採用したのはなぜですか。
- 問 22 長音の二つの書き方のうち、どちらが優先されますか。また、同じ文書の中で二つの書き方が交じるようなことも考えられるのでしょうか。
- 問 23 「イ列長音で発音される語、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を沿えて書くもの」については、母音字を並べて書くのが一般的とはどういうことですか。
- 問 24 イ列長音で発音される語と、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を沿えて書くものについては、母音字を並べて書くのが一般的であるとしておきながら、符号を付けて書く方法を〈 〉に入れて示したのはなぜですか。
- 問 25 「母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる」とはどういうことですか。また、このようなつづり方を採用した理由を教えてください。
- 問 26 「現代仮名遣い」における「長音」の整理と、今回のローマ字のつづり方が示す「長音」との違いを説明してください。
- 問 27 母音字を並べる方法を用いた場合、例えばオ列長音の「おお」を「oo」と書くと英語を使う人には「ウー」と読まれるおそれがあるなど、意図したとおりに読んでもらえないことがあるのではないのでしょうか。
- 問 28 例にあるエ列の「やじろべえ」と「庭園」の間、また、オ列の「ほおずき」と「東北」、「東北」と「大道具」の間は、他の部分よりも行間が広がっています。これは何を意味していますか。

問 29 長音で発音される語については、古くからスポーツ選手などが「h」を使った「Oh」といった表記を用いてきました。これは、広く知られているつづり方ですが、今回の改定でなぜ採用しなかったのでしょうか。

問 30 「添え書き」4の「'」(アポストロフィー)を用いる場合について、詳しく説明してください。

問 31 「添え書き」4に該当するような語を書く際には、必ず「'」を用いる必要があるのでしょうか。

問 32 「添え書き」5の「-」(ハイフン)を用いる場合について、詳しく教えてください。

問 33 「-」によって分けて書く場合の例として「七五三」が挙げられています。これは、「複数の語等によって構成された語」と言えるのでしょうか。

問 34 「-」によって分けて書く場合については、その条件などをもっと詳細に示すべきではないのでしょうか。

問 35 「添え書き」6の「固有名詞は、語頭を大文字で書く」について説明してください。

問 36 「添え書き」7の「ローマ字によって文を書くとき」の留意点について説明してください。

問 37 助詞の「は」「へ」「を」は、実際の発音とは異なるとしても仮名遣いのおりに書く方がいいのではないのでしょうか。ローマ字入力でも「ha」「he」「wo」と入力していません。「wa」「e」「o」と書くのはなぜでしょうか。

問 38 「添え書き」8の「各分野で用いることのある表記」とはどのようなものを指しますか。

問 39 「直ちに変更を求めるものではない」というのは、ある時点で変更を求めるということでしょうか。

問 40 例欄で行間が広がっているところがありますが、これは何を意味しますか。

問 41 「添え書き」9の趣旨を説明してください。

問 42 「将来に向け、できるだけ統一的な考え方を示す」ことを求めた諮問からすれば、「変更を求めるものではない」というのは不十分ではないのでしょうか。

## 「(付) 対照表」について

問 43 「(付) 対照表」は、内閣告示の一部ですか。また、これを示した目的を教えてください。

問 44 対照表の「凡例」2「昭和 29 年内閣告示第 1 号の第 1 表の一部と第 2 表に示されていたつづり」とは何を指しているのか、具体的に説明してください。

問 45 対照表の「凡例」3「国語の五十音を規則的に示すもの」とはどういうことですか。

問 46 対照表の「凡例」3「右欄（昭和 29 年内閣告示第 2 表に示されていたつづり方）のものは、仮名「ぢ」「づ」「を」等に対応しており、個人名や団体名などの固有名詞に用いられる場合がある」とはどういうことですか。

問 47 対照表の「凡例」4 について説明してください。

問 48 対照表の「凡例」5 の「kwa」「gwa」の扱いについて説明してください。

## **その他**

問 49 今回の改定は、ヘボン式のつづり方に統一するということですか。

問 50 訓令式や日本式は、今後一切使わなくなるということですか。

問 51 訓令式にも優れている面があります。内閣告示に残しておくべきではありませんか。

問 52 情報機器への入力方法には、何か影響が及びますか。

問 53 「　」（マクロン）付きの母音字を情報機器で使うことはできるのですか。

問 54 パスポートなどのルールも今後変わることになるのですか。

問 55 国際規格（ISO）は変更されるのですか。

問 56 分かち書きの方法を示していないのはなぜですか。

## 全体について

問1 今回の内閣告示と文化審議会の答申との関係を教えてください。

答 文化審議会の答申の考え方を、政府として正式に採用したということです。

令和7年8月20日に文化審議会から文部科学大臣に「改定ローマ字のつづり方」が答申されました。この答申は、令和6年5月に文部科学大臣が諮問した「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」に基づく検討結果をまとめたものです。

政府は、文化審議会答申が国民の文字生活にとって適切であると判断してこれを採択し、実施に移すこととしました。その際、昭和29年に示された「ローマ字のつづり方」が、これまで内閣告示、内閣訓令の形式によってきたことから、今回の答申についても同じ方法を採用したものです。国民の社会生活と深く関わる事柄ですから、広く周知する必要があると考え、新しい「ローマ字のつづり方」を令和7年内閣告示第4号として実行しました。また、各行政機関においても「ローマ字のつづり方」をよりどころとする旨の内閣訓令を発しています。【問2、4参照】

なお、このことに伴って、昭和29年12月の内閣告示第1号・内閣訓令第1号は廃止されました。

問2 内閣告示、内閣訓令とは、どのような性格のものですか。

答 告示は、公の機関が決定した事柄を広く一般に知らせる方法の一つです。また、訓令は、行政機関の中で示される命令であり、国民の皆さんを拘束するものではありません。

国語に関する内閣告示は、政府として国語施策の内容を告示し、各関係分野に協力を求めるものです。ただし、法令に基づくものではないため、それ自体では国民に対し法的拘束力を持つものにはなりません。これに対して、内閣訓令は、国語施策について各分野に協力を求める以上、各行政機関が率先して実行することが望ましいことから、内閣が各行政機関にその旨を指示するものです。

ただし、「ローマ字のつづり方」は、行政機関を含め、各分野で今まで用いてきた表記の取り決め等について、直ちに変更を求めるものではありません。取り決めを所管する機関、部署等の判断を尊重することとし、今後改めて表記の在り方を検討する際には、適切に対応することが望ましいとしています。

問3 今回の改定では、どのような点が変わりましたか。

答 表を一つにし、社会で広く使われている書き方を採用しました。改定の内容については、文化審議会答申「改定ローマ字のつづり方」で詳しく知ることができます。

これまでは、表が二つあったことにより、どのつづり方を用いるべきか、迷うような場合がありました。今回の改定では、「本表」一つを示すことで、主たる書き方が明確に分かるようにしています。この「本表」には、いわゆるヘボン式に準ずるつづり方が採用されており、これは、実際に社会で用いられているつづり方を重視した結果と言えます。

ただし、ヘボン式をそのまま採用したわけではありません。ヘボン式と呼ばれるつづりの中には幾つかの書き方があり、撥音に「m」を使ったり、「ch」の前の促音に「t」を使ったりすることがありますが、これらは採用していません【問 18～20 参照】。また、特に長音の書き表し方には、新しい考え方を取り入れています【問 21～29 参照】。

以下に主な改定点を整理しました。

- (1) 旧内閣告示では二つあった表を「本表」一つにし、つづり方の統一を図りました。本表に示した各音のつづりは、混乱を来すことがないように旧内閣告示の表にあるものの中から選んでいます。各種調査の結果に基づき、社会で実際に用いられている「shi」「tsu」「chi」「fu」「ji」などを採用しました。これらは、旧内閣告示が示していた第2表の5行目までにあったものです。
- (2) 長音の書き表し方を改善しました。長音は母音字に符号を付けて表すという原則を維持しつつ、符号を用いない場合には、母音字を並べて書き表すこともできることとしています。また、母音字を並べる際には、現代仮名遣いと同様の書き方（例：Tōhoku → Touhoku）をすることとしました。
- (3) 社会に定着している慣用に配慮する内容としました。個人や団体等において長く用いられてきたつづり方や具体的な表記（例：「Ohtawara」「Mazda」）については、これを尊重し、当事者において適切に判断されるべきものとしています。このことは、英語の表記の影響等によって国際的に用いられることのあるつづり（例：「judo」「matcha」）についても同様です。

改定の内容とその趣旨を詳しく知るためには、文化審議会答申「改定ローマ字のつづり方」の「I 改定の考え方」が参考になります。是非、御一読ください。

## 告示文について

問4 告示文の「一般の社会生活において現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころ」とは、どういうことですか。

答 「ローマ字のつづり方」の性格を総合的に述べたもので、国語を書き表す際に、有力な考え方として参照されるものであることを示しています。

「一般の社会生活」とは、この表が適用される分野を指します。具体的には、前書きの第1項に示された「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送」などのような、不特定多数の人々を対象として行われる、いわゆる公共的な伝達（コミュニケーション）の行われる場を指しています。

「現代の国語をローマ字で書き表す場合」とは、この表を使用する目的を限定したものです。このことは、前書きの第4項に「過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものではない。」という言い方で補われています。

また、「よりどころ」という表現は、このつづり方の基本的な性格を示しています。このつづり方は、ローマ字の使用に際して、強制的、制限的に適用されることを目指したも

のではありません。ローマ字を用いて国語を書き表す際に、有力な考え方として参照される性格のものであることを意味しています。

## 「前書き」について

問5 「前書き」にはどういうことを示したのですか。

答 このつづり方の基本となる考え方を示しています。

内閣告示の基となっている「改定ローマ字のつづり方（文化審議会答申）」の中から基本的な事項を抽出して、このつづり方の性格、使用目的、適用分野、運用上の原則などを示しています。

問6 「ローマ字のつづり方」の適用分野を「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」としたのはなぜですか。

答 不特定多数の人たちを対象とする公共的な伝達に用いることを目的とするからです。

国語の表記に関する内閣告示は、これら不特定多数を対象とする、いわゆる公共的な伝達（コミュニケーション）の場に限るものとして行われてきた面があります。漢字、仮名、ローマ字等を交えて書き表す日本語の表記においては、個々人の表記や各専門分野で用いる表記までを制限するのは無理があります。緩やかなよりどころ・目安としての基準を示し、これを、主として法令、公用文書、新聞、雑誌、放送といった、不特定多数の人々が触れる媒体において用いるようにしてきたのです。

このことは、前書きの第2項で「このつづり方は、科学、技術、芸術その他の各種専門的分野や個人表記にまで及ぼそうとするものではない」と補われています。

問7 「ローマ字のつづり方」を「現代の国語を書き表す」ためのものとしたのはなぜですか。

答 過去の著作や文書に用いられてきたつづり方を否定するものではないからです。

ローマ字のつづり方は、これまで、幾つかの方法が用いられてきました。「前書き」の第3項にも「このつづり方は、過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものではない」とあります。使用目的を「現代の国語を書き表す」ためのものと限定することで、無理なく合理的に用いられることを意図しています。

問8 「前書き」2の「科学、技術、芸術その他の各種専門分野」とは何ですか。

答 具体的には、自然科学・社会科学・人文科学など各種学術、工業・鉱業・農業など各種産業技術、文学・演劇・絵画・音楽など各種芸術、その他、経済分野、産業分野などが考

えられます。

これら各方面では、その特殊性、専門性によって、現代の一般的な社会生活を対象とするローマ字のつづり方では十分に対応できない表記を、やむを得ず使う場合があるとも考えられます。それら専門分野については、内閣告示の対象とはしていません。

問9 「前書き」2の「個々人の表記」とは何ですか。

答 個人的な書き物のことです。

例えば、手紙、日記、所見や感想の記録、メモなどに用いる表記を指しています。

問10 「前書き」3の「過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものではない」の部分について、もう少し詳しく教えてください。

答 過去の文献に用いられているつづり方を規制しようとしたり、誤りだとして変更を求めたりするようなものではないということです。

「著作や文書」は、いわゆる「文献」の意味で用いたものです。そのうち、著作とは、例えば、学術、芸術に関わる論文や作品を指しています。また、文書とは、いわゆる公文書、私文書の全体を指し、法令、公用文をはじめ、報道発表や声明文、歴史的な資料や記録なども含まれます。

新しい「ローマ字のつづり方」は、現代の国語を書き表す場合のローマ字使用のよりどころを示すものです。ですから、これを過去に書かれた著作や文書に及ぼして、そこに用いられているつづり方を規制しようとしたり、誤りだとして否定したりしようとするものではありません。

問11 「前書き」4の「外来語にのみ用いられる音や国内の各地域に特有の音等については対象としていない」とはどういうことですか。

答 ローマ字で書くことが余りないような音については、書き方を統一しようとするものではないことを示しています。

旧内閣告示の「そえがき」には「特殊音の書き表し方は自由とする」とありました。この「特殊音」のうち主なものを、より具体的に示すのが「外来語にのみ用いられる音や国内の各地域に特有の音」です。これらについては、「ローマ字のつづり方」によって書き方を統一しようとするものではないことを示しています。

「外来音にのみ用いられる音」とは、例えば「シェ」「ティ」「フォ」「トゥ」「ヴァ」などです。これらのローマ字つづりには特定の決まりがなく、各分野で様々な考え方に基づいた表記がなされています。従来、外来語部分をローマ字のつづり方に従って書くことは、余り多くありません。英語など原語の表記をそのまま用いるものがよく見られます(例：Takanawa Gateway)。

また、日本国内の各地域の方言などにのみ用いられる音についても、それぞれに細かく言及することは困難であるため、対象とはしていません。

問 12 常用漢字表など国語施策が示してきた内閣告示では「固有名詞を対象とするものではない」とされていることが多いのですが、「ローマ字のつづり方」では「前書き」に固有名詞の扱いについての言及がないのはなぜですか。

答 固有名詞をローマ字でどのように書き表すかを検討する場合に、このつづり方が参考となると考えるからです。

固有名詞とは、ある個人や個体に特有の名称のことで、代表的なものに、人名、地名などがあります。これらには、特殊な表記が用いられ、それが長年にわたり定着している場合があります。そのため、国語施策においては、目安・よりどころの対象としないことが多いのです。

一方、ローマ字を社会生活において用いる場面は、人名や地名、機関名などの固有名詞に関わることがほとんどです。ですから、今後、ローマ字使用のよりどころが参考とされるのは、固有名詞をローマ字でどのように書き表すかを検討する機会となることが多いと考えられます。そのため、固有名詞を対象外とはしませんでした。

ただし、人名や団体名などの書き方をどうするかは、それぞれの当事者の気持ちに関わる繊細な問題でもあります。そこで、「添え書き」9において、当事者の意思を尊重するよう配慮することが申し添えられています。

問 13 「前書き」6に「「本表」に示すもの以外のつづり方にも意義や用途がある」とあります。意義や用途を具体的に教えてください。

答 日本語の五十音が持っている規則性、体系性を表すものとして評価されています。

明治期以降、ローマ字のつづり方には、幾つもの考え方が行われてきました。このうち主となるものは、ヘボン式、日本式、また、日本式の発展形としての訓令式でした。今回、「本表」にはヘボン式に基づくつづり方が採用されています。ヘボン式は、英語話者の立場から、英語との関係を重視して定められたものです。

一方、日本式及び訓令式は、日本語の五十音が持っている規則性、体系性を表すつづり方として評価を受けてきました。また、この規則性や体系性に基づき、例えば、情報機器におけるローマ字入力の参考にされる（日本式ローマ字と一致する形で、「ぢ」を「di」、「づ」を「du」と入力するなど。）など、現代においても、一定の用途が見られます。

## 「本表」について

問 14 「本表」は何を示していますか。

答 「本表」は、このつづり方が採用した、国語の各音に対応するつづりを示しています。

旧内閣告示では、第1表及び第2表が示され、それぞれ「一般に国語を書き表す場合は、

第1表に掲げたつづり方による」、「国際的關係その他従來の關係をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってさしつかえない」とされてきました。今回の改定に当たっては、できるだけ統一的な考え方を示すため、複数のつづり方を掲げることをやめて表を一つにしています。

「本表」に示された各音のつづりは、いわゆるヘボン式のつづりと一致しています。また、左欄には直音、右欄には拗音、下欄には撥音が示されています。

問 15 「本表」に示された各音のつづりに片仮名を付けているのは、何のためですか。

答 ローマ字によるそれぞれのつづりに対応する音を分かりやすく示すため、便宜的に示したものです。

各つづりに付された片仮名は、それぞれのローマ字つづりに対応する音を分かりやすく示すため、便宜的に片仮名を使ったものです。ですから、文字としての片仮名とローマ字のつづりとの対応を示そうとするものではありません。

とはいえ、文字同士の対応として参考にしても問題が生じるわけではありません。

問 16 旧内閣告示では、表に入れていなかった撥音を、表の中に入れたのはなぜですか。

答 撥音「n」は、仮名の「ん・ン」と分かりやすく対応しているからです。

撥音（はねる音）は特殊拍の一つとされ、促音や長音と同様に扱われるものです。旧内閣告示においては「そえがき」に促音や長音についての説明とともに、「はねる音「ン」はすべてnと書く」と示されていました。

促音と長音を表内に示すことは難しいですが、撥音「n」については、仮名の「ん・ン」と分かりやすく対応します。そこで、便宜的に「本表」に入れることとしました。

なお、新しい「ローマ字のつづり方」でも、旧内閣告示と同様に、撥音は全て「n」で示すこととしています。

問 17 六つのつづりが〔 〕に入っているのはなぜですか。

答 現代の共通語では、同じ発音をするつづりがほかにあるためです。

日本式の「wo」「di」「du」「dya」「dyu」「dyo」に対応する音は、現代の共通語において、いずれもそれぞれ「o（オ）」「ji（ジ）」「zu（ズ）」「ja（ジャ）」「ju（ジュ）」「jo（ジョ）」と同じ発音をするものとして扱われます。このため、これらのつづり方においては、使い分けを行わず、両者に同じつづりを用いることとしました。このことを示すため、該当する音を〔 〕に入れています。

なお、これらの音は、いわゆるヘボン式においても同様に扱われてきました。また、訓令式においても、「ジ」は「zi」、「ヂャ、ヂュ、ヂョ」は「zya,zyu,zyo」と書くという違いがあるものの、本表と同様に、使い分けは行いません。

ただし、日本式のつづり方においては、「ヲ」を「wo」、「ヂ、ヅ」を「di,du」、「ヂャ、ヂュ、ヂョ」を「dya,dyu,dyo」と使い分けています。

## 「添え書き」について

問 18 「添え書き」1の「撥音（はねる音）「ン」は、例に示すように n と書く」とはどういうことですか。

答 撥音の「ン」は、全て「n」で書くことを示しています。

ヘボン式においては、b,m,p の前に現れる撥音を n ではなく m によって表す場合があります。これは、社会生活においても見られることがあり、例えば東京メトロの駅標ではこのつづり方が採用されています（例：Nihombashi, Shimbashi）。英語などの外国語を母語とする人にとっては、「新宿」の「ン」に対し「日本橋」や「新橋」の「ン」が別の音として認識される場合があることに基づく書き方です。

しかし、日本語を母語とする人の意識からすれば、この違いを聞き分けたり書き分けたりすることは難しいと考えられます。したがって、つづり方が複雑になることを避け、撥音は例外なく n で表すこととしました。

問 19 撥音に「m」を用いるヘボン式の考え方は、公共の表示などに広く用いられています。これを採用しなかったのはなぜですか。

答 日本語を母語とする人にとっては、聞き分けたり書き分けたりすることが難しいと考えるからです。

問 18 で述べたとおり、ヘボン式において、b,m,p の前に現れる撥音（ン）を m によって表すのは、英語等を母語とする人たちが、別の音として認識する場合があるからです。一方、日本語を母語とする人にとっては、これを聞き分けたり書き分けたりすることは難しいと考えられます。

旧内閣告示においても、撥音に m を用いる考え方は示されてきませんでした。また、各調査の結果においてもこのルールの認知度は余り高くありません。撥音における n と m の使い分けは、一般の人々にまで定着しているわけではないと見られます。

これらを踏まえて、撥音において一部例外的に m を用いることは、つづり方を複雑にすると判断し、採用しませんでした。

問 20 「添え書き」2の促音（つまる音）の書き表し方について説明してください。

答 促音は、全て子音字を重ねて表すことを示しています。

促音は、子音字を重ねて書きます。子音字が2文字の場合には、最初の字を重ねます。子音字が2文字というのは、例えば「zasshi（雑誌）」の「shi」や「yakkyoku（薬局）」の「kyo」のようなものを指します。

一方、ヘボン式においては、ch の前では t を用いて促音を表す場合（例：matcha）があり、社会生活においても駅の表示等で見掛けることがあります。

この書き方は、英語の表記に基づくものですが、日本語を母語とする人の意識からすれば、この場合にだけ書き分けることを求めるのは難しい面があります。複雑になることを避け、撥音は例外なく子音を重ねる書き方をすることとしました。

問 21 「添え書き」3で、長音に二つの書き方を採用したのはなぜですか。

答 長音を確実に示すための手当てを行うことがどうしても必要であると考えたからです。

これまで社会一般で行われてきたローマ字のつづり方における長音の示し方は、訓令式、ヘボン式、日本式のいずれにおいても、基本的に長音符号を用いることとされてきました。一方、近年、長音符号を使わない書き方が広がっています。これは英語の表記の影響であると考えられます。

符号を付さない場合には、例えば人名の「おおの」と「おの」がともに「Ono」、「ゆうき」と「ゆき」がともに「Yuki」と表記されることになり見分けがつきません。国語を適切に書き表すという観点からは、これらを区別できることが望ましく、必要に応じて書き分けられるように手当てしておく必要があると考えました。

長音で発音される語は、歴史的経緯と社会の実態を踏まえ、これまでと同様に母音字に長音符号を付して表す（Ōno, Yūki）こととしました。加えて、符号を用いない場合には、母音字を現代仮名遣いと同様に並べて書き表す（Oono, Yuuki）こともできるとしています。これは、二通りの表記をともに認め、一つに定めないことを意味しますが、長音を確実に示すための手当てを行うことがより重要であるという方針に基づき決められました。

なお、この母音字を並べる書き方は、旧内閣告示でも大文字を用いる場合には認められていました。ですから、全くの新しい考え方というわけではありません。

問 22 長音の二つの書き方のうち、どちらが優先されますか。また、同じ文書の中で二つの書き方が交じるようなことも考えられるのでしょうか。

答 符号を用いるのが一般的ですが、母音字を並べる方法を用いてもかまいません。

「添え書き」3では「長音で発音される語は、例の(1)に示すように、母音字の上に符号（「<sup>ˉ</sup>」）を付けて表す（必要な場合には「<sup>ˆ</sup>」を用いても差し支えない。）ほか、(2)に示すように、母音字を並べてもよい」としています。つまり、これまでと同様に符号を用いて長音を表すのが一般的ですが、母音字を並べる方法を用いてもかまわないという意味です。これは、符号の使用が可能であるときには必ず符号を用いなくてはならない、ということではありません。必要に応じて、あえて母音字を並べる書き方を選択することもできます。

二つの書き方について、一つの文書の中では、分かりやすさに配慮して、どちらかに統一することが望ましいでしょう。しかし、場合によっては、両様の書き方が用いられることもあり得ます。例えば、個人の姓名や団体名等を書き表す際には、当事者の意思を尊重するよう配慮する必要がありますから、原則として符号を用いて長音を表している文書内に、母音字を並べる書き方を使った固有名詞が交じるといったことも考えられます。

問 23 「イ列長音で発音される語、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を沿えて書くもの」については、母音字を並べて書くのが一般的とはどういうことですか。

答 「しいたけ」「平成（へいせい）」のように「シータケ」「ハーサー」と長音で発音されることのある語であっても、「sitake」「Hēsē」ではなく「shiitake」「Heisei」のように書く方法が定着しているということです。

旧内閣告示からはうかがうことができないのですが、明治以来、イ列長音で発音される語（例：新潟（にいがた）、しいたけ）と、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を沿えて書くもの（例：平成（へいせい）、令和（れいわ））をローマ字で書く場合には、母音字を並べて書くこと（「Niigata」「shiitake」「Heisei」「Reiwa」）が広く行われてきました。

ただし、エ列の仮名に「え」を添えるもの（例：姉（ねえ）さん、ええ）については、「nēsan」「ē」のように符号を使って書くか、「neesan」のように e を並べて書きます。なお、現代仮名遣い（昭和 61 年内閣告示第 1 号）の「5 長音」においては、イ列の長音は「イ列の仮名に「い」を添え」、エ列の長音は「エ列の仮名に「え」を添え」て書くとしています。「平成、令和」のようなものについては、長音に分類せず、「エ列の長音として発音されるか、エイ、ケイなどのように発音されるかにかかわらず、エ列に「い」を添えて書く」と整理しています【問 26 参照】。

問 24 イ列長音で発音される語と、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を沿えて書くものについては、母音字を並べて書くのが一般的であるとしておきながら、符号を付けて書く方法を〈 〉に入れて示したのはなぜですか。

答 学校の教科書など、実際の使用例が見られるからです。

イ列長音で発音される語と、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を沿えて書くものについても、実際の発話においては、「シータケ」「レーワ」のように、長音として発音される場合が多いと言えます。〈 〉で示した書き方は、こうした発音に沿って書こうとする場合などに用いることが考えられます。これらは、旧内閣告示に基づいた小学校国語科の教科書において「兄さん」を「nīsan」と表記するものがあるなど、頻度は少ないものの実際に見られる表記です。

また、〈 〉に示した書き方も例に残すことによって、二つの書き表し方を採用した長音の書き表し方全体の統一性や体系性が保たれていると考えています。

問 25 「母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる」とはどういうことですか。また、このようなつづり方を採用した理由を教えてください。

答 仮名で書いた場合の表記を、一文字ずつローマ字に置き換える方法です。

「現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる」とは、語を仮名で書く場合と同じように、一つ一つの仮名をそのままローマ字に置き換える方法です。この方法を採用したのは、現代仮名遣いと同様に長音をつづる方法が日本語に親しむ人たちにとって最も分かりやすく、迷うことが少ないという判断に基づいています。

例えば「オー」と発音される長音を含む「大雨」と「王様」は、それぞれ「おおあめ」「おうさま」と書くことを小学校で学び、身に付けます。この仮名遣いに従って、「大雨」は「ooame」、「王様」は「ousama」とつづります。この方法は、情報機器における口

一マ字入力が、おおむね現代仮名遣いに基づいて行われていることにも通ずる面があり、受け入れやすい表記法であると考えます。

問 26 「現代仮名遣い」における「長音」の整理と、今回のローマ字のつづり方が示す「長音」との違いを説明してください。

答 「ローマ字のつづり方」では、「長音で発音される語」の書き表し方として整理しています。

現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）の「第1」の「5 長音」では、エ列に「い」を添えて書くもの、オ列に「お」を添えて書くものを取り上げていません。

一方、「第2」の「6」では「おおかみ」「いきどおる」「おおむね」などについて、「オ列の長音として発音されるか、オ・オ、コ・オのように発音されるかにかかわらず、オ列の仮名に「お」を添えて書く」とし、「付記」では「かれい」「へい」「えいが」などについて、「エ列の長音として発音されるか、エイ、ケイなどのように発音されるかにかかわらず、エ列に「い」を添えて書く」としています。つまり、「長音」と「長音として発音される」ものとの区別していると考えられます。

新しい「ローマ字のつづり方」においては、「長音で発音される語」の書き表し方として整理しています。

問 27 母音字を並べる方法を用いた場合、例えばオ列長音の「おお」を「oo」と書くと英語を使う人には「ウー」と読まれるおそれがあるなど、意図したとおりに読んでもらえないことがあるのではないのでしょうか。

答 そのような場合も生じ得ると考えます。しかし、ローマ字は、これまで用いられてきたつづり方においても、英語等における一般的な読み方に基づくことを前提としているわけではありません。

例えば「竹（たけ）」は、英語の動詞と同じつづりになることとは関係なく「take」と書かれてきました。

今回の改定によるつづり方も、日本語を母語とする人が日本語をローマ字で書き表す場合に使いやすい書き方を優先して検討されたものです。重要なのは、今後、日本語をローマ字で書き表す際の長音は、母音字を重ねて書くことがあるということを知っていくことであると考えています。

問 28 例にあるエ列の「やじろべえ」と「庭園」の間、また、オ列の「ほおずき」と「東北」、「東北」と「大道具」の間は、他の部分よりも行間が広がっています。これは何を意味していますか。

答 区分を示しています。

エ列においては、エ列に「え」を添えて書く語と、「い」を添えて書く語との区分を示しています。また、オ列においては、オ列に「お」を添えて書く語と「う」を添えて書く語、そして、両者が共に用いられている語との区分を示しています。

問 29 長音で発音される語については、古くからスポーツ選手などが「h」を使った「Oh」といった表記を用いてきました。これは、広く知られているつづり方ですが、今回の改定でなぜ採用しなかったのでしょうか。

答 ほかの列の長音での使用例が少ないこと、また、「h」が八行の子音字として用いられるためです。

「h」によって長音を表す方法は、人名や地名、団体名等に用いられることがあります。ただし、オ列の長音によく用いられているものの、ほかの列の長音での使用例は少ないと考えられます。また、「h」が八行の子音字として用いられるため、取り違えて誤読されないようにする必要が生じます。例えば「h」を使うと「大入り」は「ohiri」、「防犯」は「bohhan」となります。これらは、「オヒリ」「ボツハン」と読まれないように、「oh'iri」「boh'han」としなくてはなりません。複雑になることを避けるためにも、「h」によって長音を表す方法は、統一的なルールとしませんでした。

ただし、人名や地名、団体名等に用いることについては、「添え書き」9のとおり当事者の意思を尊重するよう配慮することが大切です。使用を妨げるものではありません。

問 30 「添え書き」4の「'」(アポストロフィー)を用いる場合について、詳しく説明してください。

答 読み間違いを防ぐためのものです。

「撥音を表すnと次の母音字又はyとを切り離すとは、例えば「単位(たんい)」をそのままローマ字でつづると「tani」となり、「タニ」のように読まれてしまうことを避けるために「'」を使って「tan'i」と書くことです。

また、「母音字が連続するときに長音でないことを示すとは、「小唄(こうた)」をそのままつづると「kouta」となり、長音で発音する「コータ」として読まれてしまうおそれがあります。それを避けるために「'」を使って「ko'uta」と書くことです。

問 31 「添え書き」4に該当するような語を書く際には、必ず「'」を用いる必要があるのでしょうか。

答 誤読を防ぐ必要があるときには、使用するのが望ましいと考えます。

ただし、人名や地名、団体名等に用いることについては、当事者の意思を尊重するよう配慮することが大切です。

問 32 「添え書き」5の「-」(ハイフン)を用いる場合について、詳しく教えてください。

答 構成要素となっている元の語のつながり目ができるようにするためのものです。ただし、むやみに使うべきものではありません。

「複数の語等によって構成される語」とは、「複合語」とも言われ、本来それぞれ独立した語であるものが、複数つながって、新たに1語として扱われるようなものを指します。構成要素となっている元の語のつながり目が見えるように分けて書くような場合に、「-」を用いることを示しています。

一方、既に1語として機能するため、分けて書く必要があるかどうかの見極めには、難しいところがあります。むやみに「-」を挟むことは避けるべきでしょう。また、分かりやすさなどの観点から分けて書くのであれば、「-」を用いるのではなく、字間を空けるだけで十分な場合もあると考えられます。

このような事情から「添え書き」5は、「「-」を用いることができる」とするにとどめています。

問 33 「-」によって分けて書く場合の例として「七五三」が挙げられています。これは、「複数の語等によって構成された語」と言えるのでしょうか。

答 「添え書き」5にいう「複数の語等」の「等」に当たるものの例と言えます。

「七五三」は典型的な複合語ではありません。七五三は、7歳、5歳、3歳の子供の成長を祝う行事です。日本語の表記では漢数字を並べてその意味を表すことができますが、ローマ字で示す場合には分かりにくくなるおそれがあります。そのため、ローマ字で表記する場合には、実際に「-」を用いる例がよく見られます。ただし、そのままでもよいと判断される場合には「shichigosan」と続けて書いても問題ありません。

問 34 「-」によって分けて書く場合については、その条件などをもっと詳細に示すべきではないでしょうか。

答 一律に決めるのは難しく、その都度判断すべきものです。

例えば例示された「九谷焼」は、「九谷」と焼き物を表す接尾語「焼」が結合した語ですが、このままでも既に1語として機能するため、分けて書く必要があるか見極めるのは難しいところがあります。また、分けて書く場合にも「-」を用いずに「Kutani yaki」のように書いても、特に問題は生じません。

このように、複数の語等によって構成される語を分けてかくかどうかは、一律に判断できるものではないところがあります。分かりやすさなどを考慮して、その都度必要かどうかを判断すべきものであるため、詳細な条件などは示していません。

問 35 「添え書き」6の「固有名詞は、語頭を大文字で書く」について説明してください。

答 長く社会生活において用いられてきた習慣で、旧内閣告示にも示されています。

ローマ字で固有名詞の一文字目を大文字で書くことは、社会生活において広く定着してきました。これは、旧内閣告示の「そえがき」にも示されています。

なお、旧内閣告示には、「固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい」ともありますが、これについては、一般的な慣用となっていないと判断し、統一的なルールとしては取り上げませんでした。

問 36 「添え書き」7の「ローマ字によって文を書くとき」の留意点について説明してください。

答 社会生活において定着してきたと考えられる慣用に限り、明示したものです。

ふだんローマ字を使用するのは、主に固有名詞を中心とした単語を書く場合でしょう。一方、書物のタイトルなどをローマ字表記するような場合など、まれに文のレベルでローマ字を書くこともあります。

そこで、ローマ字によって文を書く際の統一的な考え方について、これまで社会生活において定着してきたと考えられる慣用に限り、明示することとしたものです。これらは、旧内閣告示には取り上げられてきませんでした。

具体的には、書き始めの語頭を大文字にすること、区切り符号には「,」（コンマ）と「.」（ピリオド）を用いること、そして、助詞の「は」「へ」「を」は、それぞれ「wa」「e」「o」と書くことです。

問 37 助詞の「は」「へ」「を」は、実際の発音とは異なるとしても仮名遣いのおりに書く方がいいのではないのでしょうか。ローマ字入力でも「ha」「he」「wo」と入力しています。「wa」「e」「o」と書くのはなぜでしょうか。

答 長く行われてきた習慣を重視したものです。

ローマ字には複数のつづり方が行われてきましたが、助詞の「は」「へ」については、発音のおり「wa」「e」と書くことが定着してきました。また、「を」については、「wo」としていたつづり方もありますが、戦後主に用いられてきた訓令式とヘボン式では「o」が使われてきました。こうした長年の慣用を重視したものです。

問 38 「添え書き」8の「各分野で用いることのある表記」とはどのようなものを指しますか。

答 国際社会で広く用いられるものや、個人の姓名や団体名に見られるものです。

外国語の表記に準じて国際社会で広く用いられるもの（例：「Tokyo」「judo」）や、個人の姓名や団体名に見られる表記（例：「Ohtawara」「Nissin」）、また、各種機関や団体において設けたルール等に基づく表記を指しています。加えて、ヘボン式で用いられることのある撥音、促音の特例（「tempura」「matcha」）も含みます。

問 39 「直ちに変更を求めるものではない」というのは、ある時点で変更を求めるということでしょうか。

答 将来のある時点で表記の統一を求めるといったものではありません。

現在各分野で用いられている表記を急に変更することになれば、混乱を引き起こしたり、

予定外の経済的負担を生じたりするおそれがあります。このため、直ちに変更を求めるものとはしていません。また、各分野で今まで用いられてきた表記の取り決め等がある場合には、これを所管する機関、部署等の判断を尊重すべきであると考えています。

一方で、将来に向けてローマ字のつづり方を安定させるためには、できるだけ統一を図ることが重要であるのは言うまでもありません。それぞれの分野等で、改めて表記の在り方を検討するような場合には、従来 of 慣行を踏まえつつ、このつづり方を参考として適切に対応していただきたいと考えています。

問 40 例欄で行間が広がっているところがありますが、これは何を意味しますか。

答 行間が広がっているのは、分野の区分を示すためです。

「judo」と「Tokyo」は、外国語の表記に準じ国際社会で広く用いられているもの、「Ohtawara」は個人の姓名や団体名に用いられるもの、「Shimbashi, ramma, tempura」はヘボン式で用いられることのある撥音の特例、「matcha」はヘボン式で用いられることのある促音の特例を示しています。これら分野に関する語群の切れ目となるところで、改行幅を広くしています。

問 41 「添え書き」9の趣旨を説明してください。

答 個人の姓名、団体名等を書き表す場合には、当事者の意思を尊重することが大切です。

個人の姓名、団体名等をローマ字によって書き表す場合には、例えばオ列の長音に「oh」を使うなど、実態として様々なつづり方が用いられています。これらについては、当事者の意思を尊重し、様々なつづり方を用いることを妨げないということです。

ただし、個人名や団体名等の書き方についても、制限なく行われることになれば、円滑なコミュニケーションを妨げるおそれがあります。したがって、「ローマ字のつづり方」を参考としつつ、併せて各分野における表記のルール等を考慮した上で対応することも必要であると考えます。

問 42 「将来に向け、できるだけ統一的な考え方を示す」ことを求めた諮問からすれば、「変更を求めるものではない」というのは不十分ではないでしょうか。

答 混乱を引き起こすことがないように配慮するものです。

現在各分野で用いられている表記を急に変更することになれば、混乱を引き起こしたり、予定外の経済的負担を生じたりするおそれがあります。このため、直ちに変更を求めるものとはしていません。

また、内閣告示として実施されるこのつづり方は「よりどころ」として示されるものであり、国民に対しての法的な拘束力を持っていません。

## 「（付）対照表」について

問 43 「（付）対照表」は、内閣告示の一部ですか。また、これを示した目的を教えてください。

答 「よりどころ」としてではなく、参考として示すものですが「本表」以外のつづり方の意義や用途について確認できます。

「（付）対照表」は、「凡例」1に示すとおり、「ローマ字のつづり方」を実施するに当たって、参考として示すものであり、内閣告示による「よりどころ」とは別のものです。この「（付）対照表」は、「本表」が示すつづり方と、それ以外のつづり方との関係や相違点を理解する上で役に立ちます。また、「本表」が示すもの以外のつづり方の意義や用途についても確認できます。

問 44 対照表の「凡例」2「昭和 29 年内閣告示第 1 号の第 1 表の一部と第 2 表に示されていたつづり」とは何を指しているのか、具体的に説明してください。

答 旧内閣告示が掲げていた内容を指しています。

対照表の中欄には「昭和 29 年内閣告示第 1 表に示されていたつづり方」として「昭和 29 年内閣告示第 1 号の第 1 表の一部」を示しています。これは、いわゆる訓令式と呼ばれてきたつづり方と一致するものです。このうち対照表に取り上げたのは、「本表」とは異なるつづり、又は、右欄の「昭和 29 年内閣告示第 2 表に示されていたつづり方」とは異なるつづりの部分です。

右欄には、「昭和 29 年内閣告示第 2 表に示されていたつづり方」として「（昭和 29 年内閣告示第 1 号の）第 2 表」にあるつづりを全て示しています。下線のないものは今回本表に採用されたヘボン式のつづりと一致しています。なお、下線を付したものはいわゆる日本式のつづりに当たるものです。

問 45 対照表の「凡例」3「国語の五十音を規則的に示すもの」とはどういうことですか。

答 五十音の行ごとに子音字が統一されており、例外がないということです。

いわゆる日本式とその発展形である訓令式のつづり方は、国語の五十音の並びに沿って考えられたもので、行ごとに子音字が統一され規則性があります。例えば「サ行」を「sa, si, su, se, so」、「タ行」を「ta, ti, tu, te, to」、また、日本式では「ダ行」を「da, di, du, de, do」のように、原則として同じ子音字で表記します。

問 46 対照表の「凡例」3「右欄（昭和 29 年内閣告示第 2 表に示されていたつづり方）のものは、仮名「ぢ」「づ」「を」等に対応しており、個人名や団体名などの固有名詞に用いられる場合がある」とはどういうことですか。

答 現代の共通語において一般的に同じ発音をする音は書き分けないのが原則ですが、仮名と対応させる書き方が見られる場合があります。

「本表」では、いわゆる四つ仮名（「じ」と「ぢ」、「ず」と「づ」）や「お」と「を」など、現代の共通語において一般的に同じ発音をするとして扱われるものについては、つづりの使い分けをしていません。また、社会生活において、これらの使い分けが行われることも余りありません。

一方、問 50 で説明したとおり、いわゆる日本式につづりにおいては、これらを書き分けていました。例えば「明治屋 (Meidiya)」のように、団体名や個人の姓名等において、この表記が現在も用いられている場合があります。

また、これは、ローマ字のつづり方とは別のものですが、情報機器におけるローマ字入力において、日本式につづり方に準じた方法が用いられることがあります。例えば四つ仮名の「ぢ」「づ」や助詞の「を」呼び出すためには、それぞれ「di」「du」「wo」と入力されます。

問 47 対照表の「凡例」4について説明してください。

答 仮名では別の書き方があっても、「ローマ字のつづり方」では、使い分けを行わず、両者に同じつづりを用いるものです。

【問 23 参照】「本表」において〔 〕が付されている「ヲ」「ヂ」「ヅ」「ヂャ」「ヂュ」「ヂョ」に対応する各音は、それぞれ「o (オ)」「ji (ジ)」「zu (ズ)」「ja (ジャ)」「jo (ジョ)」と同じ発音をするものとして扱われます。このため、「ローマ字のつづり方」では、使い分けを行わず、両者に同じつづりを用いることにしています。このことを示すため、「対照表」でも、該当する音には「本表」と同じように〔 〕を付けています。

問 48 対照表の「凡例」5の「kwa」「gwa」の扱いについて説明してください。

答 いわゆる日本式につづり方において、歴史的仮名遣い「くわ」「ぐわ」と対応する場合に用いたものです。

対照表の最下段では、それよりも上段の部分と二重線で仕切った上で「ka」と「kwa」、「ga」と「gwa」を対照しています。「kwa」「gwa」は、日本式につづり方において、歴史的仮名遣い「くわ」「ぐわ」と対応する場合にのみ用いられたものでした。

この「くわ」「ぐわ」は、現代仮名遣いで使うことはありません。これらに当たるものは、それぞれ「か」「が」と書かれています。同様に、ローマ字においてもヘボン式及び訓令式では、「kwa」「gwa」に当たるものも含め、一律に「ka」「ga」とつづられてきました。これに従い、「ローマ字のつづり方」においても、「ka」「ga」に統一することにしました。

なお、「ヂ」に対する「ji」「zi」「di」には、それぞれのつづり方の体系の中で、「ヂ」と1対1で対応します。一方、「カ」「ガ」については、左欄と中欄では「ka」「ga」と1対1で対応するものの、右欄に示された「kwa」「gwa」は、「ka」「ga」との使い分けを前提とするものであり、「カ」「ガ」と1対1の対応になりません。このため、「kwa」「gwa」は、表の最後に別枠で示しています。

## その他

問 49 今回の改定は、ヘボン式をつづり方に統一するということですか。

答 ヘボン式に統一するということではありません。

これまでは、表が二つあったことにより、どのつづり方を用いるべきか、迷うような場合があります。今回の改定では、「本表」一つを示すことで、主たる書き方が明確に分かるようにしています。この「本表」には、ヘボン式に準ずるつづり方が採用されており、これは、実際に社会で用いられているつづり方を重視した結果と言えます。

ただし、従来のヘボン式をそのまま採用したということではありません。「ヘボン式」と呼ばれるつづりの中には幾つかの書き方があり、そのうちには、撥音や促音の表し方において、答申が示したつづり方とは違った考え方を採っているものもあります。また、長音の書き方に母音字を重ねる方法を用いるのも、ヘボン式とは異なります。

問 50 訓令式や日本式は、今後一切使わなくなるということですか。

答 訓令式や日本式がなくなるわけではありません。

「ローマ字のつづり方」は、「現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示す」ものですが、各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではありません。これからも、それぞれの考え方に基づいて訓令式や日本式を用いることが考えられます。

また、今回採用したつづり方とそれ以外のつづり方を対照するための「対照表」を活用すれば、訓令式や日本式の意義や用途を知ることができます。

問 51 訓令式にも優れている面があります。内閣告示に残しておくべきではありませんか。

答 できるだけ統一的な考え方を示すために、表は一つにしました。

訓令式・日本式については、その規則性や体系性が評価されてきた一方で、社会生活においては、ほとんど用いられていないという実態があります。この点を重く受け止め、実際に広く用いられている表記を採用するとともに、できるだけ統一的な考え方を示すという方針に基づき、表は一つとすることにしました。

問 52 情報機器への入力方法には、何か影響が及びますか。

答 情報機器の入力方法への影響はありません。

「ローマ字入力」は、漢字仮名交じり文を表示する方法の一つとして、便宜的にローマ字つづりの仕組みを援用しているものです。したがって、ローマ字（いわゆるアルファベット）のまま国語を読み書きするために用いるローマ字のつづり方とは別のものです。「ローマ字のつづり方」は、ローマ字入力の方法に何ら変更を求めるものではありません。

問 53 「<sup>ˊ</sup>」（マクロン）付きの母音字を情報機器で使うことはできるのですか。

答 情報機器でも「<sup>ˊ</sup>」の付いた母音字を打ち出すことはできます。

例えば次のような方法があります。

○ Windows パソコンで Microsoft IME を使用する場合

全角入力（ひらがなモード）の状態、[Shift] キーを押しながら母音字（A,I,U,E,O）のキーを押し、表示される候補から[変換]キーを押して選択する。

○ スマホ、タブレット、Mac パソコンなどの場合

母音字（A,I,U,E,O）のキーを押し続け、表示される候補から選択する。

ただし、異なるシステム間での情報交換などにおいては、いわゆる文字化けなどを避けるため、母音字を重ねる書き方を用いる方が確実な場合もあります。

問 54 パスポートなどのルールも今後変わるようになるのですか

答 各分野で用いられ定着してきたローマ字のルールについては、すぐに変更することを求めています。

パスポートのように、各分野で用いられ定着してきたローマ字のルールについては、すぐに変更することを求めています。これは、不要な混乱や経済的負担を避けるためです。ただし、今後、分野ごとにルールの見直しなどがなされる場合には、「ローマ字のつづり方」の考え方を参考に適切に判断いただきたいと考えています。

問 55 国際規格（ISO）は変更されるのですか。

答 今後検討されることが期待されています。

現在の国際規格（ISO 3062）は、旧内閣告示の第1表に基づいた内容になっています。今回の「ローマ字のつづり方」への対応については、国際規格を担当する機関等で検討がなされるものと考えています。

問 56 分かち書きの方法を示していないのはなぜですか。

答 ローマ字が、地名や人名、団体名など固有名詞を中心に使用されているという実態に基づき、分かち書きについての考え方は示していません。

ローマ字は、固有名詞をはじめとする単語のレベルで用いられることがほとんどで、文や文章を書く機会は余りありません。旧内閣告示にも分かち書きについての記述がないこと、また、過去の国語審議会における長年の検討においても一つの方法に整理することができなかったことなどを踏まえ、新しい「ローマ字のつづり方」でも、分かち書きについての考え方には触れていません。